

# 青森県報

第四千二百九十九号

平成二十九年  
五月十七日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……一

### 告 示

○救急病院の廃止……………(医療薬務課) ……一

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一

○家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

○基本測量の実施……………(監理課) ……二

○右 同……………( 同 ) ……二

○漁船保険付保義務の発生……………(下北地域  
県民局) ……三

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三

### 収用委員会

○公示送達……………(監理課) ……六

## 規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十四号

#### 青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記第二の特記事項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第三百九十五号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
医療法人雄心会近藤病院	青森市松原三丁目一三の二

### 青森県告示第三百九十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期
	名 称		
田中大	弘前市立病院	整形外科(肢体不自由)	平成 三・五・一
	弘前市大字大町三丁目八の一		

青森県告示第百九十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患者	一	十和田市	平成 三・四・五

青森県告示第百九十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間

平成二十九年五月八日から平成三十年三月三十一日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第百九十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(電子基準点現地調査)

二 作業期間

平成二十九年六月二十六日から平成三十年三月十六日まで

三 作業地域

青森市

弘前市

八戸市

黒石市

五所川原市

十和田市

三沢市

むつ市

東津軽郡平内町

東津軽郡今別町

東津軽郡外ヶ浜町

西津軽郡鰺ヶ沢町

西津軽郡深浦町

中津軽郡西目屋村

南津軽郡大鰐町

北津軽郡中泊町

上北郡野辺地町

上北郡六ヶ所村  
 下北郡東通村  
 下北郡風間浦村  
 下北郡佐井村  
 三戸郡五戸町  
 三戸郡田子町

青森県告示第四百号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 賢太郎	白糠
下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓吉	
下北郡東通村大字白糠字赤平三一八 沢田 吉司	
下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川村 敏博	小田野沢
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三四二 川口 克忠	
下北郡東通村大字小田野沢字南通四一 川端 幸三郎	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラビア

八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
八戸市ショッピングセンター開発株式会社 八戸市江陽二丁目一四 代表取締役 橋本昭一	八戸市ショッピングセンター開発株式会社 八戸市江陽二丁目一四 代表取締役 工藤潤	平成 二九・二・二七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社長崎屋 東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇 代表取締役 大橋展晴	変更なし	
八戸市ショッピングセンター開発株式会社 八戸市江陽二丁目一四の一 代表取締役 橋本昭一	八戸市ショッピングセンター開発株式会社 八戸市江陽二丁目一四の一 代表取締役 工藤潤	平成 二九・二・二七
株式会社やまと 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七の三 代表取締役 田村裕二	変更なし	

株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊七本松 二七の一 代表取締役 江尻義久	株式会社エド商事 宮城県仙台市若林区卸町一丁目二 の一〇 代表取締役 江戸幹雄	株式会社モリタ 八戸市八太郎五丁目二〇の二七 代表取締役 盛田明	株式会社マエバラ 八戸市大字番町三〇 代表取締役 前原俊彦	株式会社キリハラ 八戸市大字三日町一六ハートビル マルフク一階 代表取締役 桐原信達	株式会社Ai 東京都渋谷区代々木四丁目三三の 一〇トインビル四階 代表取締役 馬杉淳一	株式会社ワーカホリック 東京都中野区新井二丁目一の一ラ ンドコープビル七階 代表取締役 遠山直樹	株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	Asiame エステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 神谷町セントラルブレイス五階 代表取締役 丸山雅史	株式会社パレモ 東京都中央区日本橋富沢町一二の 二〇日本橋T&Dビル三階 代表取締役 吉田馨	安田嘉高 八戸市江陽二丁目一五の一八
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

有限会社マルコーいずもり 八戸市吹上三丁目二の三 代表取締役 犹守達幸	一野辺製パン株式会社 岩手県二戸郡一戸町一戸字本町三 八 代表取締役 一野邊克彦	有限会社肉のふじた 八戸市沼館一丁目一二の一三 代表取締役 藤田隆幸	株式会社仙台北辰 千葉県柏市若柴九一の三二 代表取締役 平野順造	株式会社パセリー菜 上北郡おいらせ町神明前一四三の 一四九 代表取締役 小泉輝美	有限会社福紗 岩手県奥州市水沢区佐倉河東沖の 目一〇六 代表取締役 依田修一	株式会社アーバンクローズ 神奈川県川崎市高津区千年九一〇 の九 代表取締役 岩崎全徹	株式会社インテレクション 秋田県大館市字桂城一三 代表取締役 森川卓哉	株式会社ハーモニカ 東京都西東京市ひばりが丘北三丁 目三の一四モンマビル三階 代表取締役 松崎好雄	有限会社水晶堂 八戸市城下一丁目二七の五 代表取締役 小野寺太朗
変更なし	変更なし	変更なし	株式会社仙台北辰 千葉県柏市若柴九一の三二 代表取締役 平野幸助	株式会社レーベル・ホールディン グス 岩手県久慈市川崎町一二の三 代表取締役 関上由美子	株式会社ジュビリー 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一九 の一四千駄ヶ谷電子ビル三階WE ST 代表取締役 角野宏明	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
			二九・三・三五	二六・二・一九	二六・九・二五	二九・三・一			

株式会社ホットランド 東京都中央区新富一丁目九の六新 代表取締役 佐瀬守男	有限会社クオリ 八戸市大字十三日町一 代表取締役 樽館理子	株式会社丸啓 青森市新町二丁目五の六 代表取締役 前田秀夫	株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋長英	朱希コレクション有限公司 八戸市大字市川町下大谷地二九の二 代表取締役 蓬田優子	株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 木内守	カトレア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七新 高円寺ツインビル 代表取締役 白土孝	株式会社湯浅 北海道旭川市宮下通一〇丁目左一 代表取締役 湯浅義弘	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 NTT幕張ビル七階 代表取締役 羽牟秀幸	有限会社ばっちゃん 八戸市下長八丁目二の五 代表取締役 松橋孝一
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

BURNING BLOOD株式 会社 三沢市中央町四丁目三の一八 代表取締役 東條方厚	日本海恒産株式会社 秋田県秋田市泉中央一丁目二の五 代表取締役 渡邊恒幸	山崎博康 八戸市南類家二丁目一六の一三 パークヒルズ類家B一〇二二	株式会社マツモトキヨシ東日本販 売 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二 の二四 代表取締役 高野昌司	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社パステル 福島県郡山市喜久田町字前北原五 三の二六 代表取締役 鈴木直人
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

四 届出年月日  
平成二十九年四月二十四日

五 届出書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間  
平成二十九年五月十七日から同年九月十七日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十九年五月十七日

青森県収用委員会会長 赤津重光

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成二十九年二月二十七日付け裁決書（青収委第三十五号）
二 送達を受けるべき者
別表のとおり
三 送達すべき書類の保管場所
一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
四 その他

- 1 提出期限
平成二十九年九月十七日
2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

一の裁決書は、平成二十九年六月一日をもって送達があつたものとみなされま
す。
別表

Table with 2 columns: 氏名, 住所. Rows include 沼田 静枝 and 沼田 勝英.

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭